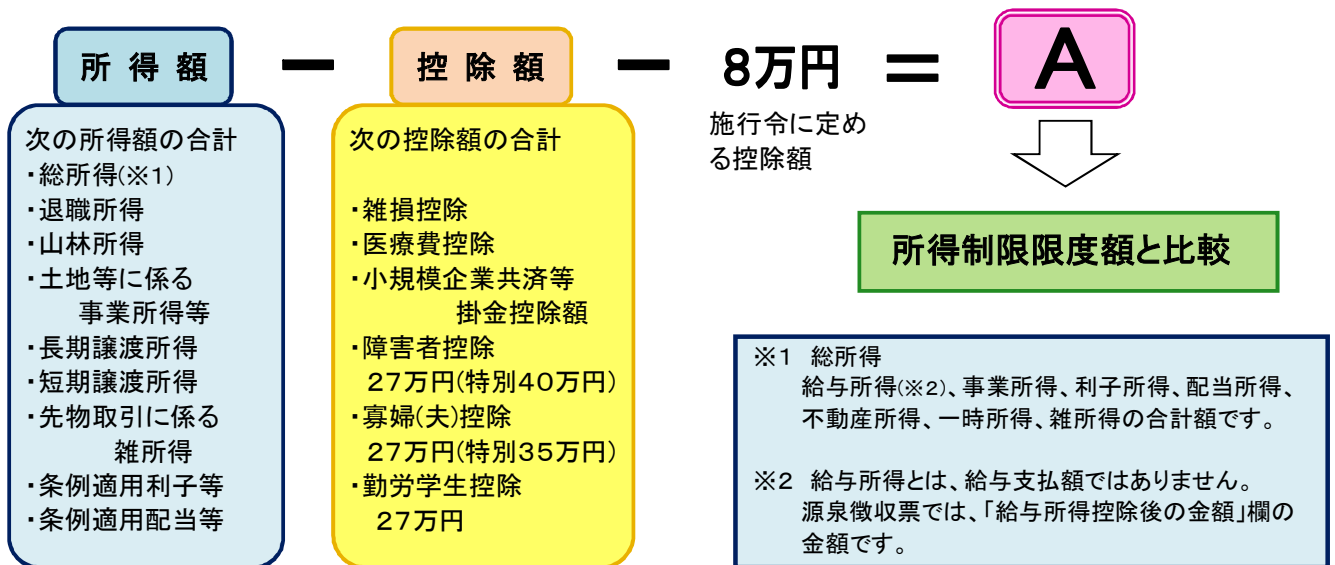


児童手当 所得制限限度額はどのようにわかりますか？

(1) 計算方法 [児童手当法施行令第3条]

- 下の計算式にあてはめ、受給者の平成23年中の所得額から控除額と8万円を引いて、「A」の額を出し、この金額を所得制限限度額と比較します。
- 控除額のうち、障害者控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除は、各27万円です。ただし、特別障害者控除は40万円、特別寡婦控除は35万円です。



(2) 所得制限限度額 [児童手当法施行令第1条]

扶養親族等の人数	→	所得制限額
0人	622万円+0万円	622万円
1人	622万円+1人×38万円	660万円
2人	622万円+2人×38万円	698万円
3人	622万円+3人×38万円	736万円
4人	622万円+4人×38万円	774万円

- (1)で計算した「A」の額と**所得制限限度額**とを比較します。
- 所得制限限度額は上の表のように、扶養親族等の人数で異なります。
- 扶養親族等の人数、1人につき38万円を622万円に加算した額が所得制限限度額です。ただし、扶養親族等が老人控除対象配偶者・老人扶養親族に該当する場合の加算額は、1人につき44万円です。
- 上の表では4人までを表示していますが、5人以上でも同様の計算です。
- 扶養人数は、平成23年12月31日時点の人数です。平成24年1月1日以降に生まれた児童等、平成24年になって新たに扶養された者は除きます。

(3) 事例

【事例1】児童が平成24年2月生まれ。父母ともに所得があるが、父の方が所得が高い。母は父の扶養(控除対象配偶者)ではない。

- 所得が高い父が受給者となる。
- 平成23年12月31日時点の扶養親族等の人数は0人。
- 所得制限限度額は622万円。

【事例2】児童が2歳、5歳、小学3年生の3人。母はパートで、父の扶養の範囲内の所得。同居している75歳の祖母がおり、父の扶養である。

- 所得が高い父が受給者となる。
- 平成23年12月31日時点の扶養親族等の人数は5人。うち1人が老人扶養親族。
- 計算式: $622\text{万円} + (4\text{人} \times 38\text{万円}) + 44\text{万円}$
- 所得制限限度額は818万円。